

持 ち 去 り 禁 止

これは、(実施団体名)又は同団体から
依頼を受けた者によって回収される資源物です。
上記の者以外が無断で持ち去ることはできません。

持ち去り行為は、京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する
条例第18条第2項の規定により禁止されています。

なお、禁止事項に違反し、命令を受けても改善されない場合には、罰則
を適用することがあります。

京田辺市 清掃衛生担当課 連絡先：0774-68-1288

持 ち 去 り 禁 止

これは、(実施団体名)又は同団体から
依頼を受けた者によって回収される資源物です。
上記の者以外が無断で持ち去ることはできません。

持ち去り行為は、京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する
条例第18条第2項の規定により禁止されています。

なお、禁止事項に違反し、命令を受けても改善されない場合には、罰則
を適用することがあります。

京田辺市 清掃衛生担当課 連絡先：0774-68-1288

持 ち 去 り 禁 止

これは、(実施団体名)又は同団体から
依頼を受けた者によって回収される資源物です。
上記の者以外が無断で持ち去ることはできません。

持ち去り行為は、京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する
条例第18条第2項の規定により禁止されています。

なお、禁止事項に違反し、命令を受けても改善されない場合には、罰則
を適用することがあります。

京田辺市 清掃衛生担当課 連絡先：0774-68-1288